

「わたしたちのまち鎌倉のことに関心を持ち、自分たちでよりよくしていこうという想いを共有して行動するための条例（素案）（(仮称) 市民活動推進条例）」に対する意見公募の結果について

1 意見公募方法等

(1) 意見公募期間

平成 29 年 6 月 22 日（木）から平成 29 年 7 月 21 日（金）まで

(2) 意見公募方法

ア 広報かまくら 6 月 15 日号

イ 市ホームページへの掲載

ウ J:COM 湘南

エ 市役所本庁舎ロビー及び地域のつながり推進課窓口、鎌倉市市民活動センター（鎌倉・大船）、各支所における素案の配布

2 意見公募結果

(1) 意見の総数 12 通

受付方法の内訳

ア 窓口（意見回収箱） 3 通

イ FAX 1 通

ウ 電子メール 8 通

(2) 意見内容の内訳

意見の内容	件数
条例名について	6 件
条例の形式について	3 件
条例全般について	6 件
言葉の定義について	7 件
責務について	2 件
条例に具体的な内容を盛り込むべき	5 件
委員会について	5 件
別表について	3 件
条例の文章を整理すべき	2 件
時間をかけて作り直すべき	3 件
検討過程について	1 件
指針の実施主体（主語）が不明確	5 件
その他（条例）	5 件
その他（指針）	8 件
合計	61 件

(3) 意見に対する市の考え方

別紙一覧のとおりです。

いただいたご意見については、一部内容を要約させていただいております。